

X 学校評議員関係

1. 学校評議員に関する規程

(目的)

第1条 この内規は、沖縄県立高等学校評議員設置要項に基づき、学校評議員について必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものとする。

(委嘱等)

第3条 学校評議員の数は5人以内とする。

2 学校評議員は保護者等や地域住民の中から、教育に関する識見を有する者を校長が推薦し、沖縄県教育委員会から委嘱を受けるものとする。

(任期)

第4条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、校長は、学校評議員として特別の事情があるときは、任期満了前に当該学校評議員の任務を解くための手続きを開始することができる。

2 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残期間とする。

3 学校評議員は、3年を限度として再任されることができる。

(秘密の保持)

第5条 学校評議員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 校長は、必要に応じて、学校評議員による会議を召集し、これを主宰する。

(報償等)

第7条 学校評議員に対する報償等は、予算の範囲内において支給する。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、学校評議員に関して必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。